

## [事案 23-106] 契約確認・契約内容変更遡及取消請求

・平成 23 年 12 月 21 日 裁定終了

### <事案の概要>

がん入院特約を付して契約を転換したが、責任開始日の前日以前の悪性新生物の診断確定を理由に特約を無効とされたとして、特約が有効であることの確認を求めて申し立てのあったもの。

### <申立人の主張>

申立人は、平成 16 年 12 月に既加入の契約を分割した一つについて、がん入院特約を付した医療終身保険に転換していた。平成 23 年に、平成 9 年に受けた甲状腺乳頭癌の手術について給付金請求をしたところ、責任開始日の前日以前の悪性新生物の診断確定が判明したとして、本件がん入院特約を無効とされた。しかし、以下の通り、申立人に告知義務の違反はないので、契約を有効と認め、特約保険料として払い込んだ保険料を返還してほしい。

- (1) 申立人は、平成 9 年の手術前には、医師から甲状腺乳頭癌とは聞いておらず、甲状腺腫は癌だとは思っていなかったため、告知義務違反にはならない。
- (2) 申立契約への転換の際、申立人は、告知書を記入するにあたって、甲状腺乳頭癌の手術を営業職員に伝えたが、営業職員から、すべて「いいえ」のところ丸を記入するよう誘導されたため、悪性新生物と診断されていたかどうかの欄を「いいえ」としたのであり、告知義務違反にならない。

### <保険会社の主張>

告知義務の有無にかかわらず、本件がん入院特約は、責任開始日の前日以前に悪性新生物と診断確定されていれば、同特約の約款の規定によって無効となるものであり、申立人の主張には理由がないので、申立人の請求に応じることはできない。なお、被保険者が、その事実を知っていたか否かは既払保険料の返還の可否にかかわるのみであり、申立内容とは無関係である。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、申立書、答弁書等の書面に基づき審理した結果、下記の理由により、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

- (1) 申立契約の約款の記載によれば、がん入院特約の有効性は、申立人が、甲状腺乳頭癌であることを知っていたか否か、あるいは、告知義務違反があったか否かにかかわらず、上記約款に該当するか否かによって判断されることとなる。

証拠によると、申立人は、申立契約の責任開始日前に悪性病名の告知を受けて甲状腺全摘・右頸部隔清の手術を受けている。

よって、責任開始日の前日以前に申立人が本件がん入院特約の約款に定める悪性新生物と診断確定されていたことは明らかであり、本件がん入院特約は同約款の規定により無効であることが認められる。

- (2) 申立契約の約款の記載によれば、保険会社に既払保険料の返還義務があるか否かは、申立人が悪性新生物であることを知っていたか否かによって判断されることになる。

証拠によると、申立人は、悪性病名の告知を受けた上で、2 週間近くに渡り入院し

て甲状腺亜全摘・右頸部隔清の手術を受けており、これらの事実からすれば、手術前に医師が、申立人に対し、病気の内容及び手術の内容について、十分に説明をするのが通常であると思われることから、申立人は、甲状腺乳頭癌であることを認識していたと考えられる。

申立人は、告知書を記入するにあたって、営業職員から、すべて「いいえ」のところに丸をするよう誘導されたと主張しているが、そのような客観的な証拠は存在しない。また、仮にそうであったとしても、申立人が甲状腺乳頭癌と診断確定されたことを知っていたか否かの結論を左右するものではない。

**【参考】**

※申立契約の約款規定（責任開始日の前日以前に悪性新生物と診断確定されていた場合の取扱）

- 1 被保険者が責任開始日の前日以前に悪性新生物（別表 20）と診断確定されていたときには、この特約について、主約款の告知義務違反による解除および重大事由による解除に関する規定は適用せず、この特約は無効とし、将来に向かって保険料を改めます。この場合、保険契約者および主たる被保険者がその事実を知らなかったときは、すでに払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者に払い戻し、保険契約者または主たる被保険者がその事実を知っていたときは、すでに払い込まれたこの特約の保険料は払い戻しません。